2015年6月10日

茨城労働局雇用均等室 室長 青木 利彦 様

> 日本労働組合総連合会茨城県連合会 事務局長 日下部 好美 日本労働組合総連合会茨城県連合会女性委員会 委員長 中島 佳代子

働く女性の活躍促進に関する要請

貴職におかれましては、勤労者に係わる労働条件の確保、育児・介護に関する取り組みなど、ご尽力いただいておりますことに衷心より敬意を表します。また、日頃は連合茨城の諸活動に対しましても、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

連合は、男女が共に均等な機会と待遇で、仕事と家事・育児・介護を両立しながら働き続けることのできる、「働くことを軸とする安心社会の実現」を目指して取り組んでいます。雇用者総数に占める女性の割合は4割を超え、働く女性がますます増える中において、女性が就業を継続し、活躍できる環境を整備することは、日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

4月1日より、パート労働者の処遇改善の前進につながる「改正パートタイム労働法」および、男女が仕事と育児を両立しながら働き続ける環境の整備を促す「改正次世代育成支援対策推進法」が施行されました。これらの改正法の内容を周知し、趣旨を徹底していくために、雇用均等室の果たす役割は大きく、連合としても雇用均等室と連携をはかりつつ、労働者の処遇改善の促進に努めて参りたいと考えております。

つきましては、以下の要請事項について、趣旨をご理解いただくとともに、実現 に向けて対処くださいますよう、要請いたします。

- 1. 妊娠・出産、育児休業などを理由とする不利益取り扱いに関する改正解釈通達について、事業主・労働者に広く周知を行うこと
- 2. 最高裁判決を踏まえ、改めて言葉によるセクシュアル・ハラスメントも防止 対象となっていることとともに、言葉のみであっても懲戒処分などの対象とな り得る判決の内容なども併せて周知を行うこと。
- 3. 改正パートタイム労働法により、事業主は法第8条の考え方を念頭に、短時間労働者の雇用管理の改善を図ることが期待される旨を、広く事業主・労働者に周知すること。その際、改善の範囲は、パートタイム労働者の諸手当等の決定も含めた待遇の一切が含まれる旨も併せて広く周知を行うこと。
- 4. 改正パートタイム労働法により、相談体制の整備義務が新設されたことを周知すること。相談窓口を設置する際は、労働者側も相談しやすい環境整備に努めること。設置が難しい企業に対しては、相談窓口を外部機関に委託できる旨について、相談支援に努めること。
- 5. 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針において、パート・派遣・有期雇用の労働者が、改めて取り組みの対象であることが明記されたことについて、周知すること。
- 6. パート・派遣・有期雇用で働く労働者が、仕事と育児を両立しながら働き続けることのできる環境を整備するため、事業主や労働者への相談・支援に努めること。
- 7. 企業における仕事と育児の両立支援を進めるため、改正次世代法の認定制度 や特例認定制度が普及するよう、事業主に対する相談・支援に努めること。
- 8. 雇用均等室の相談体制について、量と質双方の向上をはかるため、非常勤職 員の処遇改善も含めた相談・指導・支援体制の強化に努めること。
- 9. 雇用均等室および、助成金等の事業の周知に努めること。

以上